

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 総務課情報公開室

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
・個人情報の保護に関する法律 ・大分市個人情報の保護に関する法律施行条例	保有個人情報の訂正請求に対する決定	令和5年4月1日
<p>1 根拠条項</p> <p>個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。） （訂正請求権）</p> <p>第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（保有個人情報の訂正義務）</p> <p>第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p> <p>大分市個人情報の保護に関する法律施行条例 （訂正決定等の期限）</p> <p>第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を</p>		

書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第8条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

2 審査基準

訂正請求をすることができる者は、法90条第1項及び第2項に規定する者とする。

実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報について調査し、当該保有個人情報の内容の事実性を確認の上、当該訂正請求に理由があるかどうかを審査する。

調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると実施機関が認めるときは、法第92条の規定により、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で当該保有個人情報の訂正をし、法第93条第1項の規定に基づき、訂正決定を行う。

また、調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められないとき、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでないとき又は保有個人情報の内容が事実でないことが判明した場合であっても訂正請求内容が利用目的の達成に必要な範囲を越えると実施機関が判断するときは、法第93条第2項の規定に基づき、不訂正決定を行う。

なお、調査の結果、保有個人情報の内容が事実と異なっているが、訂正請求内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正決定を行い、必要に応じて職権で訂正を行うものとし、訂正請求者に対して示す不訂正理由の中で、実際の事実関係について記載するとともに、職権で訂正する旨も併せて記載するものとする。

訂正請求に係る判断について整理すると、次の表となる。

訂正請求に係る保有個人情報の内容の事実性	利用目的の達成に必要な範囲内の請求内容かどうか	決定内容	備考	
事実であることが判明した場合	—	不訂正	—	
事実であるか判明しなかった場合	—	不訂正	不訂正決定通知書に事実関係が不明確な旨を注記	
事実でないことが判明した場合	a 請求内容の全部	全部範囲内	訂正	—
		一部範囲内	訂正 (利用目的の達成に必要な範囲内)	訂正決定通知書には、不訂正とした部分とその理由を記載する。
		全部範囲外	不訂正	—
	b 請求内容の一部	※訂正請求に理由があると判断した部分について、aと同様の判断を行う。	—	—

(注) 保有個人情報の内容が事実と異なっているが、訂正請求内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正決定を行い、必要に応じて職権で訂正を行う。

3 標準処理期間

訂正請求があった日から29日以内（訂正請求書の補正のために要した日数を除く。）

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、上記期間を30日以内限り延長することができる。

さらに、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、上記の59日以内にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするものとする。